

## パートナー及びパートナー参加者からの意見紹介

### ●パートナーの設置について

橋本市自治基本条例の策定に向けて策定委員会を組織するため、市民公募委員を募集したところ、募集人員6名程度のところに16名の応募をいただいた。

本条例の主旨を鑑み、広く市民の皆様から意見を聴取したいと考え、選考に漏れた方からも意見を聴取することとした。

### ■パートナーの概要

- ① 橋本市自治基本条例策定委員会市民委員の応募者16名のうち、選考に漏れた方9名を対象とする（参加可否の意思表示をしてもらう）。→5名の方から参加の意思表示あり。
- ② 会議には出席しないが、橋本市自治基本条例策定委員会委員へ送付する資料と同じものを策定委員会前にパートナー参加者へ送付。
- ③ この資料について意見等があれば文書・FAX・メールで意見を述べてもらう。
- ④ 意見等については取りまとめて策定委員会へ報告する。
- ⑤ 活動期間は、橋本市自治基本条例策定委員会委員と同様に、条例制定の日までとする。

### ●パートナー参加者からの意見

（意見抜粋）公開と非公開の根拠立てを橋本市情報公開条例（平成18年3月1日 条例11号）に照らしての読み込みとされるが、11年前のH18年の条例規制ありきの論法は、市民の自由な情報収集の枷となり、市民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本の条例の位置付けにとって、今後の「情報の共有」が不透明となるのではないかと危惧します。

（平成29年5月25日 1件）

(回答) 橋本市情報公開条例 第 6 条各号に定めている非公開情報とは、簡単に解説すると下記のような情報のことを指しています。

また、基本的に橋本市自治基本条例策定委員会は公開とすることを前提としています。ただ、公開とすることで、橋本市情報公開条例 第 6 条各号に該当する情報が審議の対象となったり、審議の過程で非公開情報に該当する内容の発言があった場合のみ制限をかけるという意味あいでは橋本市自治基本条例策定委員会の公開及び傍聴に関する要領 第 2 条に会議の公開について記載をしています。

なお、現段階では、橋本市自治基本条例策定委員会では橋本市情報公開条例 第 6 条各号に該当するような情報を審議することはない見込みであり、全て公開することを原則と考えています。

●**第 6 条第 1 号:個人情報**

戸籍的事項に関する情報、経歴に関する情報、心身に関する情報、財産状況に関する情報、思想、信条等に関する情報、その他個人生活に関する情報等。

●**第 6 条第 2 号:法人等事業活動情報**

法人等又は事業を営む個人の事業活動に関する情報のうち、開示することにより不利益を与えることが明らかなもの。技術ノウハウその他技術上の秘密に係る情報、営業活動上の秘密に関する情報、信用力に関する情報、専ら法人等の内部に関する情報等。

●**第 6 条第 3 号:意思形成過程情報**

開示することにより、審議等又は将来の同種の審議等に支障が生ずると認められるもの。職員間の自由かつ達な発言、意見交換、提案等が阻害される情報、資料提供者との信頼関係を害し、以降の資料収集を困難にする情報、公正又は適正な意思決定に支障が生ずるおそれがある情報。

●**第 6 条第 4 号:事務事業執行情報**

開示することにより、事務事業の目的を喪失したり、経費の増大や実施機関の遅れを生ずるなど、公正若しくは円滑な事務事業の執行に支障が生ずる情報。

●**第 6 条第 5 号:機関間協力関係情報**

開示することにより、市と国等との協力関係、信頼関係が損なわれると認められる情報。

●**第 6 条第 6 号:公共の安全等に関する情報**

開示することにより、情報の提供者などの生命、身体、健康、財産等の保護に支障を生じたり、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報。

●**第 6 条第 7 号:不開示条件付任意提供情報**

情報提供者との協力関係又は信頼関係を確保し、市行政の公正かつ円滑な運営を確保するために開示しないことを条件として提供された情報。

●**第 6 条第 8 号:法令秘情報**

法令又は条例の規定により、開示することができないと認められる情報。